

トピックス

令和8年10月からカスハラ対策、求職者等に対するセクハラ対策が義務化されます

令和 8 年 10 月 1 日より、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策と求職者等に対するセクシャルハラスメント対策が義務化され、事業主は一定の措置を講ずる必要があります。

職場における「カスタマーハラスメント」とは

職場において行われる以下の①～③までの要素を全て満たすもの

- ①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの

【顧客等とは】

顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含む）

【社会通念上許容される範囲を超えた言動とは】

社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指し、典型的な例としては以下のものがあります。

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

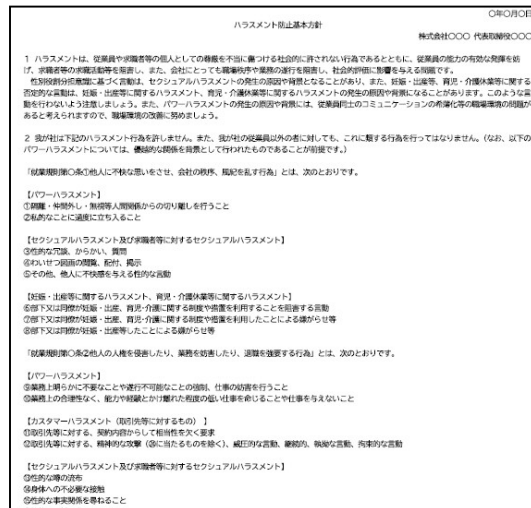
【カスハラ防止のために講ずべき措置】

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
- ◆対応の実効性を確保するために必要なコストの削減のための措置



特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

- ◆上記の他、プライバシー保護措置等



求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるもの

【求職者等とは】

- ・求職者（企業の求人に応募する者）
- ・求職者以外の者であって、事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や休職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば、

- ・企業の採用面接への参加
- ・企業の就職説明会への参加
- ・企業の雇用する労働者への訪問（OB・OG 訪問など）
- ・インターンシップへの参加
- ・教育実習、看護実習等の実習の受講

などがあり、SNS 等のオンラインを介したもののやオンライン上で行われるものも含まれます。

【性的な言動等】

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ・ unnecessary 身体への接触
- ・ わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・ 食事、交際を執拗に求めること
- ・ うわさの流布
- ・ 性的な関係を求めること

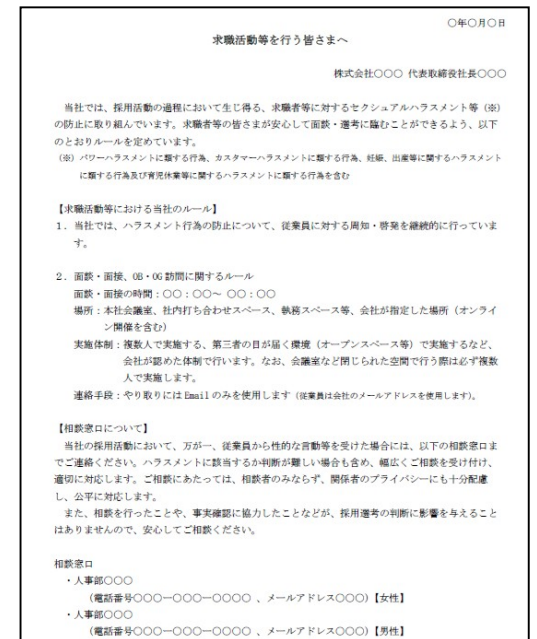
【求職者等のセクハラ防止のために講ずべき措置】

- ## ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発



求職活動等に関するルール（例えば、面接時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いる SNS の種類の指定等、面接等を行う際の規則など）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発することが必要

- ◆相談体制の整備
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
- ◆その他、プライバシーの保護措置等



10月の改正に向けて準備をしていきましょう！

フクシマ社会保険労務士法人

※中小事業主や一人親方等の労災特別加入手続きも対応可能です。

広島事務所 〒730-0805

広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

高知事務所 〒780-0064

高知市和泉町 12-15 号

E-mail : info@jinji-fuku.jp

URL : <https://www.jinji.fuku.jp>

